

## 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号:国基準)」参酌化等に対する魚津市の考え方(案)

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
施設設備に関する基準	設備の基準	第9条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</li> <li>○ 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。</li> <li>○ 専用区画並びに設備及び備品等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</li> <li>○ 専用区画等は、衛生及び安全を確保されたものでなければならない。</li> </ul>	<p>※現在、1.65㎡未満の専用区画があることから、経過措置を設けていたが、<u>経過措置をやめ、長期休暇時や保育の需要が増大したときは、面積要件を緩和し児童を受け入れるようにする。</u></p>
職員に関する基準	職員	第10条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。</li> <li>○ 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育士の資格を有する者</li> <li>② 社会福祉士の資格を有する者</li> <li>③ 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</li> <li>④ 教員免許を有する者(幼稚園、小学校、中学校、高校)</li> <li>⑤ 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>⑥ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</li> </ul> </li> </ul>	<p>国の基準どおり。 安全面を考え2人以上の配置</p>

区分	項目	条項	分類	国基準の内容	魚津市の考え方
				⑦ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて	
				⑧ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	
				⑨ 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの	
				⑩ 5年以上放課後健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの	
			参酌すべき基準	○ 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、 <u>おおむね40人以下とする。</u>	※現在、日によって40人を超える放課後児童クラブがあることから、経過措置対応をやめ、20人を増すごとに支援員又は補助員を追加して対応する。
経過措置	設備の基準に関する経過措置	附則第2条	—	規定なし	既存事業所については、当分の間、第9条第2項の規定(専用区画の面積おおむね1.65㎡以上/1人)は、適用しないことができる。については、 <u>第9条の第2項の規定に定め、削除。</u>
	職員の経過措置	附則第3条	参酌すべき基準  —	○ この省令の施行の日から令和3年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和3年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。  ○ 規定なし	※急な離職等の対応のため、 <u>支援員研修の受講資格要件のあるものにおいては、従事開始から2年間の経過措置をもうけ、支援員とみなしたい。</u> 既存事業所については、当分の間、第10条第4項の規定(一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下)は、適用しないことができる。については第10条の第4項の規定に定め、削除。